

平成29年12月制定
【平成30年4月施行】

大府市 認知症に対する不安のない まちづくり推進条例

「認知症不安ゼロのまち おおぶ」の実現を目指して



認知症に対する不安のないまち おおぶ
Dementia-Friendly City Obu

※大府市オレンジリングモニュメント完成イメージ図



はじめに

高齢化の一層の進展に伴い、認知症高齢者の急増が見込まれる中、その対応は、我が国のみならず世界共通の課題となっています。比較的若い世代の多い本市でも、平成29年10月に高齢化率が21%を越えて超高齢社会に突入しており、認知症への対応は喫緊の課題となっています。

本市は、昭和45年の市制施行以来、総合計画におけるまちづくりの基本理念を一貫して「健康都市」と定め、昭和62年には「健康づくり都市宣言」を行い、平成18年にはWHO健康都市連合へ加盟するなど、保健・医療・福祉に関する先進的かつ総合的な施策を推進してまいりました。中でも認知症に関しては、国立長寿医療研究センターや、認知症介護研究・研修大府センター、あいち健康の森健康科学総合センターといった、国・県の研究機関が市内・近隣に所在する恵まれた環境を活かし、早くから「認知症を予防できるまち」や「認知症になっても安心して暮らすことのできるまち」の実現に向けた取組を推進してまいりました。

そのような中で、平成19年12月に市内で発生した認知症の人の鉄道事故は、後に家族の監督義務のあり方をめぐって最高裁まで争われることとなり、大変大きな注目を集めるとともに、認知症の人やご家族が地域の中で安心して暮らすためには、まだまだ様々な取り組むべき課題があることを浮き彫りにしました。

そこで本市では、認知症に対する不安を解消し、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて、取組の基本理念や各関係主体の役割、市の責務や施策などを定めた全国初となる「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を平成29年12月に制定いたしました。この条例に基づき、本市の認知症施策をさらに充実させていくとともに、「認知症に対する不安のないまち おおぶ」（「認知症不安ゼロのまち おおぶ」）の実現に向けて、市民や関係者の皆様と一体となって取り組んでまいります。

最後に、本条例の制定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係者の皆さま、市議会や各種団体の皆さまに、厚く御礼申し上げます。



大府市長
岡村 秀人

まちづくりの基本理念（第3条）

- 認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人及びその家族の視点に立って取り組むこと。
- 認知症の人をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すこと。
- 市民、事業者、地域組織、関係機関及び市が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携すること。





それぞれの役割と責務（第4条～第8条）

市民

- 高齢者に限らず、誰もが認知症になり得ることを認識し、正しい知識の入手に努めましょう。
- 日常生活の中で自ら認知症予防に努めましょう。

地域組織

- 地域の住民相互の支え合いの活動に、積極的に取り組みましょう。

- 認知症に関する理解を深めましょう。
- お互いの取組や市の施策に協力しましょう。

事業者

- 従業員に対して必要な教育を実施しましょう。
- 認知症の人の個々の特性に応じた必要な配慮を行うように努めましょう。

関係機関

- 認知症に関する専門的な知識を有する人材の育成に努めましょう。
- 認知症に係る研究成果に関する情報共有をはじめ、関係機関相互の連携に努めましょう。

市

- 認知症に関する現状や、認知症の人及びその家族からの要望などを調査・分析し、認知症に関する施策を総合的に実施します。
- 認知症施策を適切に実施するため、必要な組織体制の整備を図ります。



市の施策（第9条～第11条）

正しい知識の普及に関する施策

- 小中学生をはじめとする幅広い世代の市民や事業者、地域組織に対して、認知症サポーターの養成、研修会の開催、各種広報媒体の活用などの必要な施策を実施します。

予防に関する施策

- 認知症予防に関する関係機関の研究成果を活用し、ウォーキングやコグニサイズなどの活動を行うための環境整備や、認知機能検査の実施などの施策を推進します。
- 認知症の発症に関わる生活習慣（食生活・運動・睡眠など）について、助言・指導を行います。
- 地域の中で認知症予防の活動に取り組む地域組織や団体に対して、必要な支援を行います。

認知症の人や家族への支援に関する施策

- 認知症の人やその家族が気軽に相談や交流のできる環境の整備を図ります。
- 認知症の容態に応じた支援を早期に実施するため、医療・介護の連携体制の整備を図ります。
- 行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に発見・保護するため、市民や関係機関等と連携した見守り体制の整備などの必要な支援を行います。
- 認知症により行方不明となり事故に遭った人やその家族に対して、必要な支援を行います。



認知症地域支援ネットワーク会議の設置（第12条）

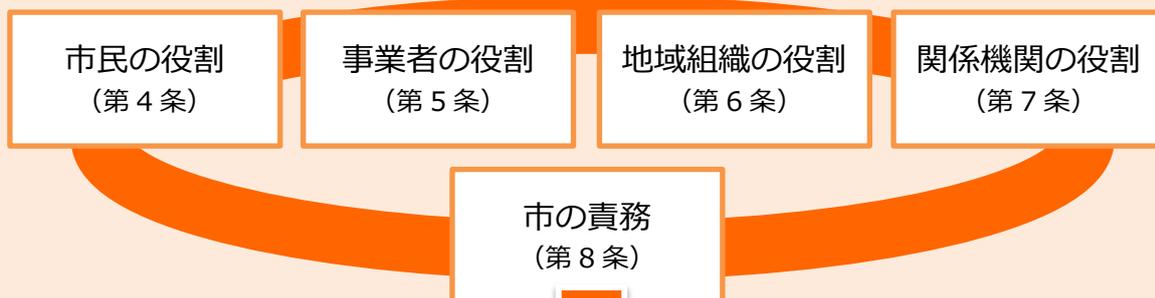
- 大府市認知症地域支援ネットワーク会議を設置し、認知症に対する不安のないまちづくりの推進に関する事項について調査審議します。

条例の概念図

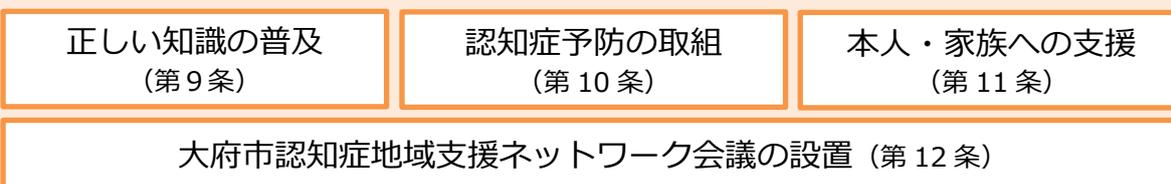
基本理念 (第3条)

- 正しい知識や理解に基づき、認知症の人や家族の視点に立って取り組むこと。
- 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すこと。
- 市民や事業者、地域組織、関係機関、市が、その役割や責務を認識し、相互に連携すること。

それぞれの役割と責務



市の施策・推進体制



「認知症に対する不安のないまち・おおぶ」の実現

○ 「徘徊」 という表現について ○

大府市では、認知症の人が一人で外出し道に迷うことなどを「徘徊」と表現することが、認知症に対する誤解や偏見につながることから、原則として「徘徊」という表現は使用せず、伝えたい内容に応じて、「ひとり歩き」や「外出中に道に迷う」、「外出後、行方が分からなくなる」などの表現で言い換えています。

こうした表現の見直しを通して、認知症の方の行動の背景にあるご本人の気持ちや目的を正しく理解することの大切さを訴えていきます。



大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例

平成29年12月26日

大府市条例第 27号

平成19年12月に市内で発生した認知症の人の鉄道事故から、10年が経過しました。この事故は、認知症の人を介護する家族の監督義務の有無をめぐり最高裁判所まで争われたこともあり、多くの国民の関心を集め、様々な課題を私たちに投げかけました。高齢化の一層の進展により、認知症が原因で日常生活や社会生活上の不安を抱える人は今後も増加すると見込まれており、その対応は、今や我が国のみならず世界共通の課題となっています。

本市は、昭和45年の市制施行以来、総合計画におけるまちづくりの基本理念を「健康都市」とし、国立長寿医療研究センター、認知症介護研究・研修大府センター、あいち健康の森健康科学総合センターといった保健・医療・福祉に関する日本有数の研究機関が所在する恵まれた環境の下、早くから、認知症の予防や認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策を積極的に推進してきました。

超高齢社会の中で、認知症の人とその家族の意思が尊重され、住み慣れた地域の中で安心して暮らすためには、市民、事業者、地域組織、関係機関その他全ての主体が、それぞれの役割を適切に果たしていく必要があります。

ここに、認知症を予防できるまち、そして認知症になっても安心して暮らすことのできるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症の予防及び認知症の人にやさしいまちづくりについて、市民、事業者、地域組織及び関係機関の役割並びに市の責務を定めることにより、認知症に関する施策及び取組を総合的に推進し、もって認知症に対する不安のないまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (4) 地域組織 自治会、コミュニティその他の一定の地域に住所を有する者により構成された組織をいう。
- (5) 関係機関 認知症に関する研究、支援等に携わる機関をいう。



大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例

(基本理念)

第3条 市民、事業者、地域組織、関係機関及び市（以下「市民等」という。）は、次に掲げる基本理念にのっとり、認知症に対する不安のないまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、認知症の人及びその家族の視点に立って取り組むこと。
- (2) 認知症の人をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すこと。
- (3) 市民等が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、高齢者に限らず、誰もが認知症になり得ることを認識し、認知症に関する正しい知識を入手し、その理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、市、事業者、地域組織、関係機関等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員に対し必要な教育を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人の個々の特性に応じた必要な配慮を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市、地域組織、関係機関等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第6条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、地域の住民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域組織は、市、事業者、関係機関等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、市、事業者、地域組織等が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、認知症に関する専門知識を有する人材の育成に努めるものとする。
- 3 関係機関は、認知症に係る研究成果に関する情報の共有その他の関係機関相互の連携に努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、認知症に関する現状、認知症の人及びその家族からの要望等を調査及び分析し、認知症に関する施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策を適切に実施するため、必要な組織体制の整備を図るものとする。



大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例

(正しい知識の普及に関する施策)

第9条 市は、小中学生をはじめとする幅広い世代の市民、事業者及び地域組織に対し、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、各種広報媒体の活用その他の必要な施策を実施するものとする。

(予防に関する施策)

第10条 市は、認知症の予防に関する関係機関の研究成果を活用し、ウォーキング、コグニサイズその他の認知症の予防に有効とされる活動を行うための環境整備、認知機能検査の実施その他の認知症の予防に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、認知症の発症及び進行には個人の生活習慣が深く関わっていることに鑑み、必要に応じて、食生活、運動、睡眠その他の日常生活に係る指導及び助言を行うものとする。

3 市は、地域における認知症の予防に関する取組を推進するため、認知機能の低下の防止に係る取組を実施する地域組織その他の団体に対し、必要な支援を行うものとする。

(認知症の人及びその家族への支援に関する施策)

第11条 市は、認知症の人及びその家族が気軽に相談及び交流のできる環境の整備を図るものとする。

2 市は、認知症の容態に応じた適切な支援を早期に実施するため、医療及び介護の連携体制の整備を図るものとする。

3 市は、行方不明となるおそれのある認知症の人を早期に発見及び保護するため、市民、事業者、地域組織、関係機関、民生委員等と連携した地域における見守り体制の整備その他必要な支援を行うものとする。

4 市は、認知症により行方不明となり事故に遭った人又はその家族に対し、必要な支援を行うものとする。

(大府市認知症地域支援ネットワーク会議)

第12条 この条例に基づく認知症に対する不安のないまちづくりの推進について必要な事項の調査及び審議を行うため、大府市認知症地域支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、ネットワーク会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



【健康づくり都市宣言】

健康は、私たち一人ひとりにとってまた、家庭・社会にとって最大の財産であり、豊かで活力に満ちた生活を営むための最も重要な基礎となる共通の願いである。

心身の健康は、自分で守り、つくるものであるという自覚のもとに、市民の体力づくりや保健活動の向上を目指す必要がある。ここに全市民の総意・総力を結集して長寿社会に向けて「健康づくり都市」を宣言する。

昭和62年3月



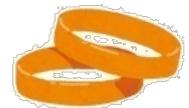
大府市公式マスコットキャラクター
「おぶちゃん」

【認知症サポーターとオレンジリングについて】

「認知症サポーター」とは、「認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者」であり、そのサポーターが目印として身に付ける「柿色」のブレスレットが「オレンジリング」です。

江戸時代の陶工・酒井田柿右衛門が夕日に映える柿の実の色からインスピレーションを得て作り出した赤絵磁器が、ヨーロッパにも輸出され世界的な名声を誇ったことから、同じく日本発の「オレンジリング」が、世界のいたるところで「認知症サポーター」の証として認められればとの思いから作られたとされています。

なお、温かさを感じさせるこの色は、「手助けします」という意味を持つとも言われています。



発行年月：平成30（2018）年6月

製作・発行：大府市 企画政策部 健康都市推進局 健康都市推進課

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL 0562-45-6226 FAX 0562-47-7320 E-mail kenkotoshi@city.obu.lg.jp

HP <http://www.city.obu.aichi.jp>

Facebook <https://www.facebook.com/city.OBU/>